

## 【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第154回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

#### 〔国政調査等〕

3月29日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成13年9月11日提出）について、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われてきた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理、④破綻金融機関の処理に係る公的資金の使用状況等である。

質疑においては、主に不良債権処理に関する議論が集中した。その中で、不良債権の直接償却の促進が国民を雇用不安に導くとの指摘に対し、竹中経済財政政策担当大臣から、不良債権処理に前向きに取り組まない限り日本経済は発展の方向に向かないとし、雇用問題には細心の注意を払い、セーフティーネットに万全の配慮をしながらこの問題に取り組む、との答弁があった。

また、不良債権の処理をしても次々と新規の不良債権が発生する状況について、竹中経済財政政策担当大臣からは、重大な問題と認識し不良債権が発生するメカニズムを踏まえて、説明を含めて議論する、との答弁があった。柳澤金融担当大臣からは、要管理債権の条件の厳格化により金銭的に大きな影響があった上、破綻懸念先以下の業況悪化が反映されている、との答弁があった。

一方、翌月に控えたペイオフ一部解禁に関しては、地方公共団体の公金の取扱いについての不安が指摘された。これに対し政府からは、地方公共団体に対して当面の流動性預金の活用、専門的な人材の育成、情報収集や資金運用等に係る方針の明確化等、適切な対応の周知を図った旨の答弁がなされた。

その他、金融機関の中小企業に対する融資の低迷や破綻信金の事業譲渡手続の適法性、RCC機能強化後の企業再生等の取組状況等、多岐にわたる質疑がなされた。

7月5日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（5月24日提出）について、柳澤金融担当大臣から説明を聴取し、引き続き同報告に関する質疑を行った。

報告の内容は、①金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の状況、②破綻金融機関の受け皿金融機関への事業譲渡等による処理の状況、③新生銀行及びあおぞら銀行からの預金保険機構による瑕疵担保条項に基づく債権買取りの状況、④破綻金融機関の処理に係る預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況等である。

質疑においては、ペイオフ一部解禁を受け、ペイオフや金融環境に関する議論が集中した。その中で、ペイオフ完全解禁が更なる金融不安と金融機関の破綻につながるのではないかという指摘に対し、柳澤金融担当大臣からは、金融機関が自律し金融システムの一環

を担うことが本当の意味での金融システムの安定であるから、ペイオフ完全解禁による厳しい状況を克服することによって金融機関の構造改革が進み、強靱な金融システムが生まれる、との考えが示された。

また、ペイオフ解禁に伴う資産流出対策として、地域金融の合併促進が行政主導で行われようとしていることへの懸念及び地域金融が求めているのは合併促進策ではなくペイオフ完全解禁の延期であるという指摘に対し、柳澤金融担当大臣から、地域金融は地域経済を支える極めて重要な存在であるから、最善の選択として合併という動きが出ているなら、その環境を整えることが政府の仕事だ、との答弁がなされた。

さらに、今後の金融業務の動向によってペイオフ解禁を延期する可能性の有無について、柳澤金融担当大臣からは、現在の段階ではペイオフが金融機関の経営基盤を弱める状況に至っていないと認識しており、ペイオフ解禁の政策的な意味合いから言って、実施時期を変更すべき状況にない旨の答弁がなされた。

その他、不良債権問題に関して、政府の言う「不良債権の正常化」とは何を指すのか、との指摘に対し、柳澤金融担当大臣から、平成14年3月末で8.4%である不良債権比率が3%台後半から4%程度になることである、との答弁がなされ、また、不良債権を3年でオフバランス化する計画が実現されない金融機関に対しては、業務改善命令を発する考えもある、との見解が示された。

## (2) 委員会経過

### ○平成14年1月21日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成14年3月29日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、竹中経済財政政策担当大臣、塩川財務大臣、尾辻財務副大臣、村田内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

### ○平成14年7月5日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、尾辻財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

### ○平成14年7月19日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- マイクロクレジットの活用と育成に関する件、公的金融機関の役割に関する件、地域金融機関の立て直しに関する件、公金のペイオフ解禁対策に関する件、外国為替市場への介入に関する件、不良債権処理に関する件等について竹中経済財政政策担当大臣、柳澤金融担当大臣、塩川財務大臣、村田内閣府副大臣、谷口財務副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

### ○平成14年7月31日（水）（第5回）

- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。